

◎国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律

(平成二八年六月七日法律第七三号) (衆)

一、提案理由 (平成二八年五月一九日・衆議院本会議)

○西村康稔君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律案について申し上げます。

本案は、国外犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族または障害が残った日本国民に対する国外犯罪被害弔慰金等の支給について必要な事項を定めるもので、国は、国外犯罪被害者があるときは、国外犯罪行為により死亡した者の第一順位遺族に対して国外犯罪被害弔慰金として二百万円を一時金として支給すること等を規定することとしております。

本案は、昨日の内閣委員会において、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

…………… (略) ……………

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院内閣委員長報告 (平成二八年六月一日)

○神本美恵子君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律案は、国外犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族又は障害が残った日本国民に対する国外犯罪被害弔慰金等の支給について必要な事項を定めようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院内閣委員長西村康稔さんより趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

…………… (略) ……………

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。